

令和2年9月18日

別海町議会議長 西原 浩 様

議会基本条例調査特別委員会
委員長 佐藤 初 雄

議会基本条例調査特別委員会調査中間報告書

本委員会に令和2年6月26日に付議された事件について、別海町議会会議規則第47条第2項の規定により、下記のとおり中間報告をいたします。

1 付議事件

議会基本条例に関する調査

2 重点調査事項

- (1) 別海町自治基本条例との関係性の調査に関する事項
- (2) 地方自治法第96条第2項に規定する議会が議決すべき事件の調査に関する事項
- (3) 別海町議会基本条例（案）の成文に関する事項

3 委員会調査経過

本委員会は、令和2年6月26日、令和2年第2回定例会において委員の選出が行われ、議会基本条例の調査を目的に委員会が設置された後、同年7月7日に開催された第1回委員会で、上記のとおり重点調査事項3項目を決定し、今日までに委員会を7回開催し、調査、協議等を行った。

9月7日の第7回委員会において、調査期間の後半における議会サポーター、議会モニターとの意見交換、住民及び行政の意見聴取を前に、当初に設定した重点調査事項について、本報告書をもって中間の総括とすることとした。

【委員会の開催経過】

委員会開催回	開催月日	主な調査事項
第1回	7月7日	① 調査計画及び調査スケジュールについて ② 住民意見の聴取方針について
第2回	7月27日	① 住民意見の聴取方針について ② 先進条例の比較について ③ 議会基本条例の体系図について ④ 関係例規との相関について
第3回	8月5日	① 住民意見の聴取方針について ② 議会が議決すべき事件について

		③ 成文化作業について ④ 参考人に対する意見聴取について
第4回	8月17日	① 成文化作業について
第5回	8月20日	① 参考人に対する意見聴取について ② 議会が議決すべき事件について ③ 成文化作業について
第6回	9月1日	① 自治基本条例との関連性について ② 成分化作業について
第7回	9月7日	① 自治基本条例との関連性について ② 成分化作業について ③ 中間報告について

4 重点調査事項に係る調査状況

(1) 別海町自治基本条例との関係性の調査に関する事項

自治基本条例の制定とともに議会基本条例を制定した議会、議会基本条例の制定とともに自治基本条例の一部改正を議決した議会の事例を調査した。

その後、全国各地の自治体の基本条例及び議会基本条例の策定に関わり、豊富な知見を有し、当議会の議会サポーターである土山希美枝龍谷大学教授から講話を受けた。

議会基本条例の制定とともに、自治基本条例に影響が及ぶ範囲など、両条例の関連性について、今後も委員会を重ねる中で、行政と歩調を合わせて調査・研究を進めていくこととした。

(2) 地方自治法第96条第2項に規定する議会が議決すべき事件の調査に関する事項

地方自治法で既定となっている議会が議決すべき事件、他の法令及び町の例規に規定されている議会が議決すべき事件を洗い出し、その上で地方自治法第96条第2項に規定する議会が議決すべき事件について慎重に調査を行った。

各自治体議会においては、多数の個別計画を議決事件としている、あるいは、柔軟に議決事件を追加できる規定を設けている事例が見受けられる。

しかし、本特別委員会においては、総合計画の基本構想及び基本計画の策定と変更、町の総合的な戦略及び人口目標の策定に絞り議決すべきとの協議結果となり、この考え方について行政と協議を重ねていく予定である。

(3) 別海町議会基本条例（案）の成文に関する事項

成文化作業を前に、先駆議会の条文比較、当議会に関わる関係法令・例規の相関を調査し、その上で、議会基本条例の体系図の草案をまとめ、この体系図を基に成文化作業を進めた。

参考資料として、草案段階の条例体系図を添付する。

現段階の草案は、9章立ての構成とし、第1章から「総則」「活動原則」「会議運営と町民参画」「議員間討議と委員会活動」「情報共有と議会の活性化」「政策形成と議会機能の強化」「議員活動」「災害などへの対応」「条例の運用」としている。

各規定の成文に当たっては、各委員には、事前の資料の精読や熱心な発言を願い、ときには論争もありながら、一つ一つの規定を積み上げた結果、長年にわたり行政と議会が培ってきた審議、調査、審査などの運用に係る施策や、政策議会を目指す当議会の町民参画や政策形成の各種施策、次世代を担う若者の意見聴取など、特徴的な議会基本条例の草案となっている。

今後は、逐条解説を作成した上で、議会モニターをはじめ、町民の意見を求め、議会サポーターへの助言依頼、行政からの意見聴取を進めながら、条文の精査を進めていく予定である。

5 終わりに

以上が付議された調査の中間報告となる。

コロナ禍であるが、できるだけ多くの町民の意見を求めなければならないと、特別委員会としても強く自覚をしている。

自治体議会として、自治の主役の住民から賛意を得る議会基本条例の制定に向けて、残る調査期間において引き続き精力的に調査を進める。